

令和6年度

事業計画書

(公財) 大阪府生活衛生営業指導センター

令和6年度事業計画書

前年度に引き続き、府内の生活衛生関係営業の経営の安定・振興と消費者の利益の擁護を目的に、生活衛生同業組合を中心とする業界の自主的活動の一層の充実を図るとともに、経営指導体制を強化し、業界の健全な発展を通じて、生活衛生の向上と府民生活の安定に寄与するため、次の各種事業を行う。

第1 管理・運営

- 1 理事会、評議員会を開催し、適正な組織運営に努める。
- 2 (公財) 全国生活衛生営業指導センターが開催する会議及び研修会等に参加し、情報の収集等に努める。
また、他都道府県生活衛生営業指導センターとの連携に努める。
- 3 生活衛生同業組合、関係行政機関、(株) 日本政策金融公庫及び関係団体等との連携体制の向上を図りつつ事業の円滑な推進に努める。

第2 生活衛生関係営業経営相談対応事業

1 相談室運営事業

- (1) 「生活衛生営業経営指導員設置要綱」に基づき、設置した経営指導員3名により、生活衛生関係営業者に対し、経営、税務、金融、労務、その他営業設備の近代化、合理化等専門的な相談指導を行う。
- (2) 「生活衛生営業相談室整備要綱」に基づき、次のとおり相談事業を行う。

相談担当者	: 経営指導員
相談日	: 土曜日、日曜・祝祭日及び年末年始を除く毎日
相談費用	: 無料
- (3) 「株式会社日本政策金融公庫(生活衛生貸付)の一般貸付に係る知事推薦事務に関する覚書」に基づき、「推せん書」の発行業務を行う。併せて、営業者に対して生衛法の趣旨、関係する生活衛生同業組合の内容等について情報提供を行う。
- (4) 相談内容について分析を行い、生活衛生同業組合等関係団体及びホームページ等を活用して周知を行う。

2 税務相談等事業

生活衛生関係営業者に対する経営相談の一環として税務相談を行う。必要に応じ税理士等の専門家を紹介する等、経営の健全化のための相談指導の充実を図る。

3 地区生活衛生営業相談指導事業

「地区生活衛生営業相談指導事業実施要綱」に基づき、生活衛生関係営業の経営の健全化を促進するとともに、衛生水準の維持向上を図るため、地域の実情に応じた地区相談指導事業を行う。事業実施に当たっては、関係行政機関、(株)日本政策金融公庫、生活衛生同業組合及び経営特別相談員等との連携を図り、事業の充実に努める。

4 経営指導員による巡回指導

生活衛生関係営業の経営の健全化を促進するとともに、衛生水準の維持向上を図るため、生活衛生同業組合と連携し、会議及び研修会等への参加、組合事務所での営業者との面談、営業者の訪問等を通じて経営の諸問題について相談指導を行う。巡回指導に当たっては、経営特別相談員と連携を図り、相談指導業務の充実に努める。

5 生活衛生関係営業経営改善資金融資指導

小規模事業者の経営の改善を促進する目的で制定された(株)日本政策金融公庫国民生活事業の「生活衛生関係営業経営改善資金融資制度」をより効果的に推進するため、生活衛生同業組合、経営特別相談員及び(株)日本政策金融公庫と連携し、この資金の利用促進に向けた周知及び相談指導を行う。

併せて、事故防止を図るための事後指導に努める。

6 生衛業特別指導事業

「生衛業特別指導事業実施要領」に基づき、生活衛生関係営業の経営の健全化を促進するとともに、衛生水準の維持向上を図るため、関係行政機関、(株)日本政策金融公庫、生活衛生同業組合及び経営特別相談員等と連携を図り、生活衛生関係営業を取り巻く新たな諸問題等について、専門的な経営指導を行う。

7 分野調整等指導事業

- (1)「分野調整等指導事業実施要綱」に基づき、分野調整事業協議会を設置し、運営する。大企業等の進出に関する情報等に関しては、関係行政機関、生活衛生同業組合(支部を含む。)及び生活衛生関係営業者等と連携を密にし、定期的にその情報収集に努める。

また、必要に応じて紛争等の解決のための当事者間の自主的調整及び分野調整についての調査検討を行う。

- (2)「事業活動調整員設置要綱」に基づき、設置された事業活動調整員(2名)の活動をサポートし、必要な情報の収集分析及び自主解決の促進等を図り、営業者相互間の事業活動の円滑な調整に努める。

8 情報化整備事業

- (1) 多様化したニーズに対応するため、生活衛生関係営業に関する情報の収集に努め、相談指導事業に活用する。
- (2) ホームページや X（旧ツイッター）を活用し、消費者及び生衛事業者に必要な情報の発信に努める。

9 広報事業

- (1) 広く府民に指導センターの業務内容等の周知を図るため、関係行政機関、生活衛生同業組合及び（株）日本政策金融公庫等の協力を得て、広報活動に積極的に取り組む。
- (2) SNSを活用し、X（旧ツイッター）などで指導センター及び生活衛生同業組合等の事業活動を掲載するなど広報発信に努める。

10 衛生水準の確保・向上事業

（公財）全国生活衛生営業指導センター及び生活衛生同業組合、関係行政機関並びに（株）日本政策金融公庫等関係団体との連携のもと、「衛生水準の確保・向上事業」の推進に努める。

なお、事業実施に当たっては、生活衛生同業組合との連携強化を図る。

第3 生活衛生関係営業苦情相談対応事業

生活衛生関係営業に係る消費者からの苦情に適切に対応する。

また、苦情内容によっては、生活衛生同業組合へ還元するほか、ホームページを通じて幅広く注意喚起を行い、生活衛生の向上と府民生活の安心安全に努める。

第4 経営特別相談員に対する連絡会議及び研修会

経営特別相談員の相談指導業務の充実を図るため、生活衛生同業組合、関係行政機関及び（株）日本政策金融公庫等の協力を得て、連絡会議及び研修会を開催する。

また、生活衛生同業組合が開催する研修会等に経営指導員が参加するなど、経営特別相談員の相談指導業務の充実に努める。

第5 収益事業

1 クリーニング師等研修講習事業

- (1) （公財）全国生活衛生営業指導センターの委託を受け、クリーニング所の業務に従事するクリーニング師等に対し、クリーニング業法に定められた研修、講習を行う。

- (2) 受講者の目標は、クリーニング師研修：120名（2型通信を含む。）、業務従事者講習：120名（2型通信を含む。）とする。
- (3) 受講率の向上を図るため、大阪府クリーニング生活衛生同業組合及び関係行政機関との連携に努め、周知活動に取り組む。

2 標準営業約款登録事業

- (1) 厚生労働大臣の認可を受けた5業種（理容業、美容業、クリーニング業、めん類飲食店営業、一般飲食店営業）について、標準営業約款登録の促進に努める。
- (2) 令和6年度に登録期限が切れる82店舗について、80%の再登録を目標とする。また、新規登録店舗の拡充に努める。
- (3) 11月の「標準営業約款普及登録促進月間」に合わせ、関係行政機関及び生活衛生同業組合等の協力を得て、広報活動に努める。

3 調査等事業

- (1) (公財) 全国生活衛生営業指導センターから委託を受け、生活衛生同業組合の協力を得て、次の調査を行う。
 - ・経営状況調査：対象先は70先 年4回実施
 - ・景気動向等調査：対象先は70先 年4回実施
- (2) (公財) 全国生活衛生営業指導センターから委託を受け、令和2年4月1日以前から飲食業を営む労働者災害補償保険の適用対象外となっている事業主（いわゆる一人親方）を対象とした国の受動喫煙防止対策事業助成金の交付事務を行う。
- (3) 生衛業におけるデジタル化の推進を目的に、厚労省の委託事業として実施される「生衛業デジタル化推進・支援体制構築事業」に全国センターと連携を図りながら実施する。

第6 その他

生衛事業者を取り巻く環境が悪化することに伴い、行政等が実施する各種支援策への協力について、引き続き（公財）全国生活衛生営業指導センター、関係行政機関及び生活衛生同業組合等と連携を図りながら、適切な対応を行っていく。